

介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と対象職種の拡大を求める意見書

近年の少子高齢化の進展により、介護が必要な高齢者が増加する一方で、介護現場では、介護人材の確保に大変苦慮している状況であります。また、コロナ禍での介護サービスの継続も含め、介護人材のエッセンシャルワーカーとしての役割がますます重要となっており、処遇改善が求められています。

今般、令和3年11月19日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円相当）引き上げるための措置を実施することが決定し、令和4年10月以降については、臨時の報酬改定を行い所要の措置が講じられることになっています。

よって、国におかれましては、介護職員の処遇改善において、今回の臨時の報酬改定とともに、原則3年ごとに行う公的価格の改定も含め、制度の簡素化や介護報酬の運用について事業所ごとの柔軟な対応を進め、地域の介護サービスを持続可能なものとするため、以下の事項について配慮することを強く要望いたします。

記

- 1 臨時の報酬改定（令和4年10月以降）において新設される新たな加算について、現行の2つの加算（介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算）の統合を含めた一本化を検討するなど、事務手続の簡素化に最大限努めること。
- 2 介護職員等特定処遇改善加算の配分方法において、その対象者については、事務職員等も含め、法人や事業所が実情に応じて柔軟な判断を行いながら、加算金の弾力的な運用が可能となるよう所要の措置を講ずること。
- 3 原則3年ごとに行う公的価格の見直しにおいて、現行の2つの加算（介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算）との整合性を踏まえた上で、介護職員の勤続年数と施設内でのキャリア検定制度的などを組み合わせた人件費をベースにした、事業所ごとの介護報酬総額を算定する方式に変更するなど、介護報酬申請の手続の簡素化と、事業者が人材確保する際の裁量権を拡大するよう検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年3月24日

北海道江別市議会

提出先
厚生労働大臣